

## 裁判官訴追委員会事務局障害者活躍推進計画の実施状況について

令和 7 年 6 月 1 2 日

裁判官訴追委員会委員長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、裁判官訴追委員会事務局障害者活躍推進計画の令和 5 年度の実施状況について、以下のとおり公表します。

### 1 目標に対する達成度

#### (1) 採用に関する目標

職員（障害者以外の者を含む）の募集を行ったが、障害者の応募はなかった。

#### (2) 定着に関する目標

対象者がいなかった。

### 2 取組内容の実施状況

#### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

① 障害者雇用推進者として、総務・事案課長を選任している。

② 他機関で実施された障害者差別解消研修への参加を推奨した。

#### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の採用がなかったため、職務の選定及び創出の検討は行われていない。

#### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者の採用がなかったため、環境整備・人事管理を行う機会がなかった。

#### (4) その他

当委員会の会計窓口である衆議院会計課による「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進した。

### 3 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

#### (1) 「目標に対する達成度」について

上記 1 のとおりであり、障害者の応募がなかった。

#### (2) 「取組内容の実施状況」

上記 2 (1) のとおり、障害者が在籍していない中で、できる限り、障害者の活躍を推進する体制整備に努めた。

### 4 計画の見直し・修正

旧計画の計画期間が満了したことから、新計画（令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日）を作成した。